

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年吹田市規則第24号)の全部を改正する。

- 目次
- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 廃棄物減量等推進審議会(第3条—第10条)
 - 第3章 一般廃棄物の適正処理(第11条—第15条)
 - 第4章 一般廃棄物収集運搬業等の許可(第16条—第22条)
 - 第5章 一般廃棄物処理施設の許可(第23条—第27条)
 - 第6章 指定区域台帳等の閲覧(第28条)
 - 第7章 浄化槽清掃業の許可(第29条—第35条)
 - 第8章 雑則(第36条—第44条)
- 附則
- 第1章 総則
(趣旨)
- 第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年吹田市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項(法における産業廃棄物の処理並びに産業廃棄物再生利用業及び一般廃棄物再生輸送業の指定に係る事項並びに浄化槽法における浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度に係る事項を除く。)を定めるものとする。
(定義)
- 第2条 この規則における用語の意義は、法及び浄化槽法並びにこれらに基づく命令並びに条例の例による。
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会
(審議会の任務)
- 第3条 吹田市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。
(1) 一般廃棄物の減量に関する事項
(2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
(3) その他市長が特に必要と認める事項
(審議会の委員の委嘱)
- 第4条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者について市長が委嘱する。
(1) 学識経験者 6人以内
(2) 市内の公共的団体の代表者 11人以内
(3) 事業者 6人以内
(4) 市民 2人以内
(審議会の会長及び副会長)
- 第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(審議会の会議)
- 第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(審議会の部会)
- 第7条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。
2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
5 部会の運営については、第5条第3項及び前条の規定を準用する。
(審議会の意見の聴取等)
- 第8条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
(審議会の運営に関する事項)
- 第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。
(審議会の庶務)
- 第10条 審議会の庶務は、環境部環境政策室において処理する。
- 第3章 一般廃棄物の適正処理
(一般廃棄物の収集等の申込み)
- 第11条 占有者は、次に掲げる場合には、市長に申し込まなければならない。
(1) 次に掲げる一般廃棄物について市長の行う収集、運搬及び処分を受けようとするとき。
ア 特定家庭用機器

イ し尿及びディスポーザー排水処理システムから排出される汚泥

ウ 動物の死体

エ 地域における行事等に伴って生じた一般廃棄物

(2) 転居、転出等により、家庭系廃棄物(前号ア及びイに掲げる物を除く。)について、市長が通常の収集を行う日以外の日に、市長の行う収集を受けようとするとき。

(資源物)

第11条の2 [条例第18条の2](#)の規則で定める家庭系廃棄物は、缶、瓶、紙、布及び金属とする。

(一般廃棄物の搬入の許可)

第12条 占有者又は一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物を市の施設(資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び環境部事業課庁舎をいう。次条第4項において同じ。)に搬入し、その処分を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した廃棄物搬入許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあつては、代表者の氏名(以下「氏名又は名称等」という。)

(2) 法人にあつては、業種

(3) 搬入日時、搬入施設、廃棄物の品目及び数量並びに搬入に使用する車両

2 市長は、前項の許可をしたときは、廃棄物搬入許可書を交付する。

3 市長は、第1項の許可を受けた者が次条第4項の規定に違反したときは、その許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(一般廃棄物の搬入)

第13条 一般廃棄物を吹田市資源循環エネルギーセンターに搬入することができる日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 次号に規定する者以外の者にあつては、次に掲げる日以外の日の午前9時から正午までの時間及び午後0時45分から午後3時30分までの時間

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの間において市長が定める日(以下「年末年始」という。)

(2) 一般廃棄物収集運搬業者にあつては、次に掲げる日以外の日の午前7時30分から正午までの時間及び午後0時45分から午後4時までの時間

ア 日曜日

イ 年末年始

2 一般廃棄物を吹田市破碎選別工場に搬入することができる日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 次号に規定する者以外の者にあつては、次に掲げる日以外の日の午前9時から正午までの時間及び午後0時45分から午後3時30分までの時間

ア 日曜日及び土曜日

イ 休日

ウ 年末年始

(2) 一般廃棄物収集運搬業者にあつては、次に掲げる日以外の日の午前8時45分から正午までの時間及び午後0時45分から午後4時までの時間

ア 日曜日

イ 年末年始

3 し尿及び浄化槽汚泥等を環境部事業課庁舎に搬入することができる日及び時間は、次に掲げる日以外の日の午前9時から正午までの時間及び午後0時45分から午後4時までの時間とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 年末年始

4 前条第1項の許可を受けた者は、一般廃棄物を市の施設に搬入するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 市内において生じた一般廃棄物以外の物、再資源化の可能な物、特別管理一般廃棄物その他処理に支障を及ぼすと市長が認める物を搬入しないこと。

(2) 運搬中の廃棄物が飛散しないための措置を講ずること。

(3) 市の職員及び市から業務の委託を受けた者(その者が法人であるときは、その役員又は職員)が行う搬入物検査に協力すること。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(多量排出占有者)

第14条 [条例第21条](#)に規定する事業系一般廃棄物を多量に排出する占有者(以下「多量排出占有者」という。)は、毎月2トン以上の一般廃棄物を排出する事業者とする。

2 多量排出占有者は、自ら減量目標値を設定した事業系一般廃棄物の減量計画を定め、これを実施するとともに、毎年度市長が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した減量計画書を市長に提出しなければならない。

(1) 提出者の氏名又は名称等

(2) 前年度の処理実績及び当該年度の処理計画

(3) 事業所の概要及び廃棄物の処理の状況

(4) その他市長が必要と認める事項

3 多量排出占有者は、事業系一般廃棄物の分別排出及び資源化を徹底するため廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

- 4 多量排出占有者は、前項の廃棄物管理責任者を選任し、又は変更したときは、廃棄物管理責任者選任・変更届により市長に届け出なければならない。
(適正処理困難物の公表)
- 第15条 市長は、[条例第23条第1項](#)の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。
- 第4章 一般廃棄物収集運搬業等の許可
(許可の申請)
- 第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は一般廃棄物処分業許可申請書を市長に提出しなければならない。法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲(第3号から第5号までに掲げる事項をいう。)の変更の許可を受けようとする場合も、同様とする。
- (1) 申請者の氏名又は名称等
 - (2) 営業所の名称及び所在地
 - (3) 取り扱う一般廃棄物の種類
 - (4) 一般廃棄物処分業にあつては、処分方法
 - (5) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を行う区域
 - (6) 事業の用に供する施設の概要
 - (7) 変更の場合にあつては、その理由及び変更予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
 - (2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であることを誓約した書面
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 従業員名簿
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (許可の基準)
- 第17条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。
- (1) 申請者が市内に住所を有する者(法人にあつては、市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。
 - (2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。
 - (3) 申請が法第7条第5項各号又は第10項各号の規定に適合するものであること。
- (許可証の交付)
- 第18条 市長は、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証(以下この章においてこれらを「許可証」という。)を交付する。
- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下この章において「許可業者」という。)は、許可証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なくその理由を記載した許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。許可証に記載された事項に変更があつたときも、同様とする。
- (変更又は廃止の届出)
- 第19条 法第7条の2第3項の変更又は廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物収集運搬業等変更届出書又は一般廃棄物収集運搬業等廃止届出書を提出することにより行わなければならない。
- (1) 届出者の氏名又は名称等
 - (2) 変更した事項又は廃止した事業
 - (3) 変更又は廃止の理由及び年月日
- (許可の取消し等)
- 第20条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 法、[条例](#)若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
 - (3) 第17条に規定する基準に適合しなくなったとき。
 - (4) 正当な理由がなく、1月以上業務の全部又は一部を休止したとき。
- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、その理由を記載した許可取消書又は業務停止命令書を交付するものとする。
- (許可証の返納)
- 第21条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。
- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
 - (2) 許可を取り消されたとき、又は業務の全部の停止を命ぜられたとき。
 - (3) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。
 - (4) 新たに許可証の交付を受けたとき。
- (業務実績の報告)

第22条 許可業者は、毎月の一般廃棄物の収集、運搬又は処分の実績を、その翌月の10日までに、業務実績報告書により市長に報告しなければならない。

第5章 一般廃棄物処理施設の許可等

(一般廃棄物処理施設設置許可証の交付)

第23条 市長は、一般廃棄物処理施設の設置又は当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置許可証を交付する。

(熱回収施設設置者認定証の交付)

第24条 市長は、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証を交付する。

(許可証等の書換え)

第25条 市長は、一般廃棄物処理施設設置許可証又は一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証を交付した者から、その記載事項に変更があった旨の届出があったときは、その書換えを行うものとする。

(一般廃棄物処理施設設置許可証の返納)

第26条 一般廃棄物処理施設設置許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可を取り消されたとき。
- (2) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。
- (3) 新たに許可証の交付を受けたとき。

(熱回収施設設置者認定証の返納)

第27条 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに認定証を市長に返納しなければならない。

- (1) 認定の有効期間が満了したとき。
- (2) 認定を取り消されたとき。
- (3) 熱回収施設を廃止したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するとき。

第6章 指定区域台帳等の閲覧

第28条 法第15条の18第3項又は第19条の12第3項の規定による一般廃棄物に係る指定区域台帳又は届出台帳の閲覧をしようとする者は、閲覧請求書を市長に提出しなければならない。

第7章 浄化槽清掃業の許可

(許可の申請)

第29条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称等
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 浄化槽清掃業を行う区域
- (4) 事業の用に供する施設の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)
- (2) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約した書面
- (3) 申請者が浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有する者であることを記載した書面

(4) 印鑑証明書

(5) 従業員名簿

(6) その他市長が必要と認める書類

(許可の基準)

第30条 浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が市内に住所を有する者(法人にあっては、市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。
- (2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。
- (3) 申請が浄化槽法第36条各号の規定に適合するものであること。

(許可証の交付)

第31条 市長は、浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(以下この章において「許可証」という。)を交付する。

2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下この章において「許可業者」という。)は、許可証を亡失し、又は著しく損傷したときは、遅滞なくその理由を記載した許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。許可証に記載された事項に変更があったときも、同様とする。

(変更又は廃業等の届出)

第32条 浄化槽法第37条の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業変更届出書を提出することにより行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称等
- (2) 変更した事項
- (3) 変更の理由及び年月日

2 浄化槽法第38条の廃業等の届出は、次に掲げる事項を記載した浄化槽清掃業廃業等届出書を提出することにより行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称等
- (2) 廃業等の理由及び年月日
(許可の取消し等)

第33条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 浄化槽法、[条例](#)若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第30条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (4) 正当な理由がなく、1月以上業務の全部又は一部を休止したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、その理由を記載した許可取消書又は業務停止命令書を交付するものとする。
(許可証の返納)

第34条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき、又は業務の全部の停止を命ぜられたとき。
- (3) その業を廃止したとき、又は業務の全部を休止したとき。
- (4) 新たに許可証の交付を受けたとき。
(業務実績の報告)

第35条 許可業者は、毎月の浄化槽の清掃の実績を、その翌月の10日までに、業務実績報告書により市長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(手数料の徴収方法)

第36条 [条例第27条第1項](#)の手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

- (1) 一般廃棄物(第3号から第5号までに規定するものを除く。次号において同じ。)のうち、市長が収集し、運搬し、及び処分するものについては、毎月徴収する。ただし、臨時に申込みのあったものについては、その都度徴収する。
- (2) 一般廃棄物のうち、市長が指定する場所へ搬入し、市長が処分するものについては、毎月徴収する。ただし、臨時に申込みのあったものについては、その都度徴収する。
- (3) し尿のうち、市長が収集し、運搬し、及び処分するものについては、3月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、別に定めるところにより徴収する。
- (4) し尿のうち、市長が指定する場所へ搬入し、市長が処分するものについては、毎月徴収する。
- (5) 動物の死体については、その都度徴収する。

(手数料の減免の申請)

第37条 [条例第27条第2項](#)に規定する特別の理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 非常の災害を受けたこと。
- (2) 本市において生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けていること。
- (3) その他市長が必要と認める理由

2 [条例第27条第2項](#)の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、その理由を記載した一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(立入調査員証)

第38条 [条例第30条第2項](#)の身分を示す証明書は、立入調査員証([様式第1号](#))とする。

(勧告)

第39条 [条例第31条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による勧告は、書面により行わなければならない。

(勧告に従わない旨の公表)

第40条 [条例第32条第1項から第3項までの](#)規定による公表は、次に掲げる事項について、市のホームページに掲載する方法により行う。

- (1) 勧告に従わなかった者の氏名及び住所
- (2) 団体の代表者若しくは管理人又は団体若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその団体又は人の業務に関してした行為について勧告を受けたときは、その団体又は人の名称又は氏名及び所在地又は住所
- (3) 勧告の原因となった事実及び勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項
(清掃指導員)

第41条 廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を実地に指導監督させるため、清掃指導員及び副指導員(以下これらを「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 指導員は、第1項に規定する職務を行う場合には、その身分を示す証明書([様式第2号](#))を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(書類の提出部数)

第42条 法、浄化槽法及びこれらに基づく命令並びにこの規則に規定する書類の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。ただし、次の各号に掲げる書類の提出部数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第8条第2項の申請書 正本1通及び副本5通(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る申請にあっては、正本1通及び副本20通)
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書 正本1通及び副本2通
- (3) 省令第5条の5の11第1項の報告書 正本1通
- (4) 第16条第1項及び第29条第1項の申請書 正本1通
- (5) 第28条の請求書 正本1通
(申請書等の様式)

第43条 この規則に規定する申請書、計画書等の様式は、環境部長が定める。
(委任)

第44条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の吹田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成8年8月23日規則第34号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成9年1月9日規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月20日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月17日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年1月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月22日規則第31号)

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第17号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月8日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則(平成20年12月26日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第12号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月30日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則様式第18号又は様式第19号の規定により作成した用紙は、この規則による改正後の吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則様式第1号又は様式第2号の規定により作成した用紙とみなし、当分の間、使用することができる。

附 則(平成24年3月30日規則第33号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に在任するこの規則による改正前の吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第4条第2号に規定する委員は、この規則による改正後の吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第4条の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものとする。

附 則(平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月11日規則第57号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第23号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第38条関係)

第 号	
立 入 調 査 員 証	
所属	(写 真)
氏名	
上記の者は、吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第30条の規定により立入調査の権限を与えられた職員であることを証明します。	
年 月 日発行	
吹田市長	印

様式第2号(第41条関係)

	第 号
清 掃 指 導 員 の 証 明 書	
所属	
氏名	
上記の者は、吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第41条の規定による指導員であることを証明します。	
年 月 日発行	
吹田市長	印